

# 移民会社と地方政党

——熊本国権党の植民事業を中心として——

佐々博雄

## はじめに

- 一 九州移民株式会社の設立と移民業務
- 二 国権党系の金融機関と移民会社
- 三 国権党の植民政策と時代背景  
おわりに

## はじめに

明治三〇年（一八九七）五月一七日、移民会社「九州移民株式会社」は移民業務を開始する。この移民会社は国威伸張・国権拡張を成立以来主張してきた紫渕学会・熊本国権<sup>(1)</sup>の人々を中心として設立されたものである。

移民会社とは、明治二七年（一八九四）四月公布の『移民保護規則』<sup>(2)</sup>第一条によれば、「本令に於て移民と称するは労働を目的として外国に渡航する者を謂ひ、移民取扱人と称するは何等の名儀を以てするに拘らず、移民を募集し又は移民の渡航を周旋するを以て営業となす者を謂ふ」とあり、文中の「移民取扱人」が法人組織となつたものが移

民会社である。当然、當然、營利を目的とした企業であった。

従来、移民会社の研究は移民会社が明治二七年「移民保護規則」設定以後、政府の代行機関として移民送出を行つた性格上、移民史のうえから、その送出実態、すなわち移民取扱人数、取扱期間、送出国などを中心とした基礎的研究や、移民会社が營利のための企業であった性格から、その功罪についての研究が、送出された移民側の視点から行われているが、移民を送出した側の移民会社そのものについてや、その背景についての研究はほとんどみあたらない。

そこで、本稿においては、まず紫渕学会・熊本国権党関係者によつて設立された「九州移民株式会社」の設立から廃業に至る過程を紫渕学会・国権党との関連のうえから考察し、明治期における初期移民会社<sup>(4)</sup>の性格を明らかにすることをひとつの目的とし、併せて、紫渕学会・国権党の植民事業に対する思想と、その背景を検討し、紫渕会・国権党の体系的研究の一展望としようとするものである。

## 補註

熊本国権党は注（1）で示したように紫渕学会を母体とする政党である。

そこで、本稿中、厳密にいえば国権党の名称だけでは不十分な箇所もあるが、紫浪学会も国権党も同一思想の団体であり、また、それぞれの幹部も同一人が兼ねていることなどから国権党の名称をもつて、紫浪学会の意味も含んだものとして使用したことを了解されたい。

### 一 九州移民株式会社の設立と移民業務

九州移民株式会社は明治三〇年（一八九七）五月二七日に開業するが、実はそれ以前、会社役員の津田静一、高橋長秋などを中心として移民取扱の業務を行なっていたのである。そこで、まず九州移民株式会社が設立されるまでの過程について述べてみることにする。

日本における本格的移民の出発点は明治一八年（一八八五）のハワイ官約移民に求めることができる。ハワイ官約移民は明治二七年（一八九四）まで続き、約二九、〇〇〇名が渡航した。この移民はハワイにおいて甘蔗耕作及び粗糖製造労働に一定期間従事し、貨財を蓄積したのち、帰国するという出稼移民であった。<sup>(5)</sup>

いっぽう、明治二三年（一八九〇年）前後の時期から国内における過剰人口の問題が表面化し、その解決策としての移民思想が鼓吹され海外移民熱が高揚し始めた。この移民熱を背景にして私営の移民会社や移民周旋人が出現し、移民の募集や送出を行うようになってきたのである。このうち移民会社の最初のものは明治二十四年（一八九一）一二月一二日、「海外各国ノ需用ニ応シ契約移民ヲ募集媒介スル」ことを目的として、日本郵船社長吉川泰次郎と秀英社社長佐久間貞一によ

つて設立された「日本吉佐移民合名会社」である。<sup>(6)</sup> この移民会社は、明治二十五年（一八九二）から主に南洋移民送出業務に力を入れ、「ニーカレドニア」、濠州「タイインスランド」方面へ、ニッケル鉱山労働及び砂糖耕作労働を目的とした契約移民（送出国と受入国、移民個人と受入国の雇主、移民会社が雇主と移民の間にはいる場合などの契約によって拘束される移民）を送出した。

熊本における移民会社の移民事業もまず、この日本吉佐移民合名会社との関係から始まるのである。明治二十五年五月二十四日、從来植民事業に熱心であった熊本国権党的中心人物、津田静一と高橋長秋の両名は吉佐移民会社の吉川・佐久間からの依頼で、熊本県内における海外渡航の労働者募集の契約を結んだのである。<sup>(7)</sup> ここに国権党による移民事業が開始される。次いで、翌明治二六年（一八九三）八月一七日に國権党的波江公寧、古閑信喜、佐々干城の三名を加えた合名会社が組織設立される。これが「九州移民合名会社」である。その会社規約は左の様なものである。（会社登記は同年二月二七日）

第一条 本社は津田静一、高橋長秋、佐々干城、古閑信喜、波江公寧、五名の合名会社にして其の責任は無限とす。

第二条 本社は熊本市塙屋町裏一番町五十五番地に事務所を設くべし。

第三条 本社は定期定住両種の移民を海外に渡航せしめ拓殖の事務を奨励拡張するを以て目的とす。

第四条 本社は前条の目的を達する為め移民の募集其他之に附帯す

る各種の事務に關し他の会社又は団体と連結し又は其依頼を受くる事あるべし。

以上が、その規約であるが、第四条に「他の会社又は団体と連結し又は其依頼を受くる事あるべし。」とあるように、この九州移民合名会社は独自で移民募集をして海外に移民を送出するというより、むしろ、「他の会社」の依託を受けて移民募集を行うという性格の移民会社であった。事実、明治二六年九月二二日には日本吉佐移民合名会社が外国雇主との間に契約<sup>(9)</sup>を締結して募集する農業従事者募集の依託契約を結んでいるのである。この契約に基づく移民の送出先は豪州クイーンズランドであり、その移民は砂糖耕作地労働を目的とする契約移民であつた。但し、実際にクイーンズランドへ移民を送出したのは依託契約以前の明治二六年五月であり、その移民数は一〇四名であった。

ところで、移民会社経営のメリットはどこにあつたのであらうか。

日本吉佐移民合名会社が移民を送出したニューカレドニア、クイーンズランドの契約移民の場合は、まず渡航周旋料として移民一人に対して一ヶ月の給料分（当時の日本円にして一〇円内外）に当たる額を一〇ヶ月月賦で移民会社が受取り、毎月の給料のうち現地支払いは二分の一であった。そして、残り四分の一を移民会社が保管金として移民の帰国まで預り、その四分の一を三ヶ月づつまとめて家族に渡すという方法であった<sup>(10)</sup>。このように移民会社は周旋料収入と移民送金の保管による資金融通によつて利益をあげ、当時としては有利な事業とみられてゐるのである。しかし、移民会社は人間を扱つてゐる関係上、事業

が失敗すると多大の損失を被り、会社倒産の危険をもつ投機性の強い事業でもあつたのである。ここで例をあげた吉佐移民会社は移民業務の管理運営が比較的しつかりした会社であったが、当時の移民熱の高揚に伴い、各地に現出した移民取扱人・移民会社の中には渡航周旋料だけを目的とした悪徳業者も現われた。これらの業者の扱つた移民は移民送出国との外交問題ともなり、国内においても社会問題となり始めた。ここにおいて政府も、「移民ヲ保護シ并ニ移民取扱ヲ當業トナス者ヲ取締ルカ為メ相当ノ規則ヲ設ケンコト」の必要を感じ、明治二七年（一八九四）四月、「移民保護規則」及施行規則を公布し、移民の保護にのりだしたのである。この規則の公布により、従来不明確であつた移民及移民取扱人の意義が明瞭となり、移民取扱人もかなり厳しい条件で認可されることとなつた。九州移民合名会社も、この規則により明治二七年五月一二日、東京府知事の認可を得、日本吉佐移民合名会社の代理店となり、その移民事務を取り扱うこととなる。次いで、明治二九年（一八九六）四月、「移民保護規則」は「移民保護法」となり、さらに種々の規制がなされるようになつた。ここに従来、吉佐移民会社の下請的移民業務を取扱つてきた九州移民合名会社はその社員佐々干城を明治二九年六月一日、日本吉佐移民合名会社の代理人とし、以後、佐々干城一個人において熊本県下における移民募集事務を取扱わせることにしたのである<sup>(11)</sup>。

この九州移民合名会社の業務縮少に伴い、國権党の人々の中に、吉佐移民会社の下請移民業務ではない、「移民保護法」の規定による独

立した移民会社設立の動きが出てくる。この設立計画により、まず設立された移民会社が、「鎮西移民株式会社」であり、さらに、この会社が名称を変更したものが「九州移民株式会社」である。<sup>(15)</sup>明治二九年六月一六日、紫渕学会の機関紙『九州日日新聞』はその社説において、移民事業を奨励する記事とともに山師者流の移民事業が確実なる移民事業発達の妨げになつてゐることを非難した。そこで、今日は確実な移民事業者が起ることが急務であり、そのような事業の発達を望む。<sup>(16)</sup>という内容の記事を掲載した。丁度、この社説が掲載された翌々日の明治二九年六月一八日、国権党の内藤正義、宮田武平太、津田静一、佐藤敬太、大畠純次、村上一郎、内柴敬持、渋谷加藤次の八名を発起人として、「移民取扱人鎮西移民株式会社設立願」を外務大臣西園寺公望・内務大臣板垣退助宛に提出した。その願書は次の通りである。

國運ノ隆盛ニ随伴シ人民一般ニ海外労働ノ思想発達シ、逐年海外渡航ノ者増加スル勢ニ有之、此際尚ホ適良ノ移民地ヲ拝ミ専ラ労働者ノ便利ヲ図リ渡航前後ノ周旋致候義ハ國利民福ノ上ニ於テ最モ必要ナル事業ト存候間、私共協議ノ上鎮西移民株式会社ヲ設立シ、別紙各項ノ通該会社ニ於テ移民取扱人営業致度候条速ニ御允許相成度此段奉願候也

また、同日提出された「目論見書」によると、営業所は熊本市南千反畠町一三一番地を予定し、営業資本金三万円、営業年限一二年を計画した。そして、移民渡航予定先はハワイ、濠州、英領カナダ、北米

合衆国、メキシコ、呂宋、馬来半島、暹羅、中国、朝鮮、西比利亜とかなり広範囲を予定していた。この鎮西移民会社は明治二九年九月三日営業が許可された。しかし、この会社は實際の営業は行なわないまま、<sup>(17)</sup>さらに同年一〇月一九日名称変更、資本増加、発起人増加、の願を提出した。<sup>(18)</sup>明治三〇年（一八九七）一月一五日、紫渕学会・国権党の俱楽部である鎮西館において、総会が開催され、移民会社の役員選定、その他の決定が行なわれた。これらの結果、鎮西移民株式会社は「九州移民株式会社」と名称を変更され、社長に藤村紫朗、取締役には津田静一、村上一郎、古閑信喜、内柴敬持が選出された。このうち取締役全員は紫渕学会・国権党関係者であり、また、社長藤村紫朗は山梨県令、愛媛県知事を歴任した貴族院議員ではあつたが、紫渕学会の教育機関である済々齋とも関係の深い人物であった。明治三〇年五月二七日九州移民株式会社は開業届を出し、独自の営業を開始するととなつた。営業所は熊本市塩屋町裏一番町五十五番地の開運合資会社の階上を借り受けて設置した。（明治三五年三月二二日、熊本市新坪井町一四一番地に移転）、資本金も從來の三万円から五万円となつた。<sup>(19)</sup>以上のような経過をたどつて、九州移民株式会社は設立され、明治四一年（一九〇八）四月二三日に廃業届を出すのであるが、次に、この会社が廢業するまで扱つた移民業務についてみることにする。（表一参照）。

(表一) 「九州移民株式会社」移民取扱業務年表

移 民 送 出 先	年	月	日	事 項
	明治三〇・五・二七	九	州移民株式会社開業	
英領カナダ バンクーバー ヴィクトリア	三一・六 八・七～八・三 一〇・八・三〇	神戸・広島に出張所設置 カナダ、バンクーバーに取締役古閑信喜をして海外代理店設置 カナダ、バンクーバー・ヴィクトリアへ自由移民募集(熊本・広島・山口県において)		
依託(クインスランド)	三二・八・八 一一・六 一一・一七	移民取扱業務代理人(カナダ)林貫一、(国内)遠山喜蔵・福田清之助 取締登記変更(旧)津田静一、(新)佐々干城 移民取扱業務代理人(カナダ)水上四辻		
ハワイ マニラ(?)	三三・二・一三 二・二一 八・二二 三四・一〇 三五・一 一〇・九・三・二二	英領カナダ行自由移民募集(兵庫県) 社長変更(旧)藤村紫朗、(新)佐々干城 取締役変更(旧)藤村紫朗、(新)佐々干城 カナダ移民渡航全禁		
	三六・二・三 三八・二・二〇 六・一九 三九・一・二三 四一・四・二三	明治三四年一〇月～三年九月、広島県海外渡航株式会社へ移民取扱権譲渡(明治三五年一月より二月は 佐々干城の依託によりクインスランドへ移民七八名送出) 九州移民株式会社移転 業務代理人(ハワイ)藏本雄吾、(国内)緒方文左右・斎藤武治郎 ハワイ自由移民募集		
		社長変更(旧)佐々干城、(新)内藤正義 熊本県玉名郡高瀬町に出張所設置 業務代理人(国内)北彌熊、(マニラ)田中恵吉、藤沢玄吉 熊本県下益城郡守富村に出張所設置 重役改選、社長内藤正義、理事長安達謙蔵、取締役内柴敬持、福田寿一郎、平野時大となる。 九州移民株式会社廃業届提出		

(「九州移民株式会社業務関係雑件」・「九州移民株式会社取扱移民渡航認可報告雑件」(外務省外交史料館所蔵)により作成)

まず、明治三年（一八九八）から明治三三年までは、英領カナダ、バンクーバー、ヴィクトリアへの農業従事を目的とする自由移民を送出したのである。明治三一年七月、取締役古閑信喜をカナダに派遣し、バンクーバーに代理店を設置させ、同年八月、熊本県、広島県、山口県を対象に移民を募集し、<sup>(20)</sup>明治三二年（一八九九）一二月からは兵庫県においても移民を募集した。このカナダ自由移民は明治三三年（一九〇〇）八月二日カナダ移民渡航禁止の訓令が出されるまで続いた。<sup>(21)</sup>九州移民株式会社とカナダ行移民が結んだ契約書は次のようなものである。<sup>(22)</sup>

## 契約書

移民（何某ハ英領加奈陀バンクーバー或ハヴィイクトリヤニ）於テ農業ニ就クノ目的ヲ以テ外国ニ渡航スルカ為メ左記ノ二名ヲ保証人ニ立テ（九州移民株式会社）ニ申込会社ハ之ニ応ジ其渡航ヲ周旋スルニ付相互ニ左ノ条件ヲ契約ス

第一条 会社へ移民ノ旅券下付ノ出願其他渡航ニ必要ナル諸般ノ手

続ヲナシ尚該移住地ニ在ル会社ノ（取締役古閑信喜）ヲシテ其移民ノ業務ニ就コトヲ懇切ニ周旋セシムベシ、但、渡航及帰航ニ関スル一切ノ費用ハ移民之ヲ負担スベシ

第二条 本契約ノ期限ヘ出発ノ日ヨリ起算シ向満三ヶ年トス

第三条 移民渡航地ニ於テ疾病其他困難ニ陥リ生活ノ途ヲ失スルニ至リタルトキハ会社ハ前記（取締役）ヲシテ相当ノ救助ヲ加ヘシメ又帰国セザルベカラザル場合ニ際シテハ之ヲ取計ハシムベシ

第四条 会社取扱ノ移民ニシテ在外帝國官府ノ御保護ヲ受ケ又ハ其保護ニ依リ帰國シタルトキハ当該官府ニ對シ会社ハ移民ニ代リ其一切ノ費用ヲ弁償スベシ

第五条 移民ハ渡航周旋料トシテ金拾円ヲ会社ニ支払フベシ

第六条 移民及保証人二名ハ第三条及第四条ニ依リ会社ヨリ支出シ又ハ代納シタル費用ヲ会社ニ於テ請求スルトキハ何時ヲ問ハズ直ニ之ヲ償還スルノ連帶義務ヲ有スベシ

第七条 保証人二名ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ其一身上ノ出来事ニ関シテハ總テ其責ニ任ズベシ

以上ノ条件相互ニ確守スルノ証トシ契約書二通ヲ製シ会社ト移民ト各自一通ヲ所持スルモノトス

明治三十一年月日 取扱人

移民

保証人

保証人

本吉佐移民合名会社が明治三〇年二月に名称変更したもの）の代理人佐々干城の囑託によつて、濠州クインスランド移民七八名を送出させた。次いで、明治三五年一〇月からはハワイ行自由移民を取扱い、同

年一二月迄に一四四名、明治三六年には一二一名を送出した。明治三

七、三八年にも移民を送出したようであるが、日露戦争の影響でその数も次第に減じていった。<sup>(23)</sup> 明治三八年（一九〇五）六月、マニラにおける移民取扱業務代理人願が提出され認可を受けているが、実際に移民送出を行つたかどうかは不明である。<sup>(24)</sup> この頃になると、九州移民株式会社の經營も苦しくなり、從来行なわれてきた株主への配当も出なくなり、ついに、明治四一年四月二三日廢業のやむなきに至つたのである。<sup>(25)</sup>

以上、九州移民株式会社の移民業務について述べてきたが、次にその役員の変遷についてみることにする。移民会社開業当時の役員は前述のように社長藤村紫朗、取締役津田静一、村上一郎、古閑信喜、内柴敬持であったが、まず、明治三二年八月に取締役津田静一が会社経営から退き、佐々干城が新取締役に就任した。次いで、明治三三年二月、社長藤村紫朗に代わり、佐々干城が社長となり、新しく取締役に佐藤敬太が加わった。明治三六年二月佐々干城に代わり、内藤正義が社長となり、明治三九年一月二三日の重役改選により、社長内藤正義、理事長安達謙蔵、取締役内柴敬持、福田寿一郎、平野時大が新役員となつた。そして、これらの役員は会社廢業まで継続した。この役員中、内藤正義、内柴敬持、平野時大の三名は九州移民株式会社廢業後、清算人として残務整理にあたつたのである。<sup>(26)</sup>

以上、九州移民株式会社について、その設立過程、移民業務及び発起人・役員名などについて述べてきた。そして、これらのことから、九州移民株式会社は日本吉佐移民合名会社の移民取扱代理業務を行つ

ていた九州移民合名会社を發展解消させた移民会社であり、その送出した移民も、從来九州移民合名会社が取扱つていた南洋への出稼的契約移民から主にカナダ・ハワイへの自由移民へ変化したことが理解できたことと思う。そして、それら、移民会社の発起人・役員はすべてが紫浜学会・國權党の関係者であり、(表二参照) また、九州移民株式会社の株主も、その大半が同様の状況であったのである。(表三参照) このように九州移民合名会社、九州移民株式会社はまず、その人

的面において、紫浜学会・國權党と関係を有したのである。

(表二) (鎮西) 株式会社関係人名

人 名	津 田 静 一	備 考
関 係 会 社	九州移民合名会社 鎮西移民株式会社 九州移民株式会社 九州移民合名会社	紫浜学会・國權党幹部 各移民会社発起人及役員 紫浜学会・國權党幹部 肥後銀行頭取
佐 々 干 城	渋 江 公 寧	國權党、衆議院議員
古 閑 信 喜	高 橋 長 秋	紫浜学会・開運合資会社取締役
佐 々 友 房 実 兄	民 株 式 會 社 社 長	國權党、九州移 民株式会社社長 (明治三三年)
九州移 民株式会 社	開 運 合 資 會 社 社 長	

内藤正義

鎮西移民株式会社

國權黨・大地主・衆議院議員

六年)

國権党・県會議員・大地主  
國権党・県會議員

國權黨・衆議院議員・県會議員

卷之三

山梨・愛媛県知事、貴族院議員

長（明治三〇年）

移民株式会社理事長

查役、取締役  
國會議員・議會議員

移民取扱業務代理人（国内）

移民取扱業務代理人（カナダ）  
津田静一文学館出身

國權黨・県會議員  
移民取扱業務代理人（国内）

## 移民取扱業務代理人（国内）

(二  
外  
交  
史  
料  
館  
所  
蔵) より作成

(表三) 九州移民株式会社株主人名表 (明治三五年六月三〇日現在)

人名	内藤佐々	福田長野	占津田	福田佐々	内藤佐々	人名	
正義	寿寿	一郎	喜喜	友房	正義	人名	
持株	信喜	一誠	城干	一誠	信喜	人名	
15 15 15 15 15 20 20 20 20 22 25 28 30 30 30 30 35 40 49 64 70	佐藤常三郎	佐藤常三郎	佐藤常三郎	佐藤常三郎	佐藤常三郎	渋谷加藤次	人名
右田喜七郎	喜喜	一郎	晋晋	喜喜	一郎	渋谷加藤次	人名
村田十郎	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
橋本記十郎	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
西鷗	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
片山	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
富永能勢	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
山田山田	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
宮崎勇一郎	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
藤本清嶋	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
合志	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
佐藤安達	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
佐藤村上	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
山田	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
林藏	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
熊彦	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
謙藏	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
紫朗	喜喜	一郎	喜喜	喜喜	喜喜	喜喜	人名
14 15 15 15 15 20 20 20 20 25 28 28 30 30 30 35 40 42 50 70	宇野武藤	宇野武藤	宇野武藤	宇野武藤	宇野武藤	宇野武藤	人名
桑原	近藤德永	近藤德永	近藤德永	近藤德永	近藤德永	近藤德永	人名
詩郎	氏徳英愛	氏徳英愛	氏徳英愛	氏徳英愛	氏徳英愛	氏徳英愛	人名
1 2 2 3 5 5 5 5 5 6 7 8 10 10 10 10 10 10 10 11	一忠	一忠	一忠	一忠	一忠	一忠	人名
桑原	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
柴田	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
米田	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
隈部	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
芳太郎	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
精一	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
又八	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
美川	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
富永	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
九八郎	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
時大	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
文壯	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
嚴	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
和治	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
勝三	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
勝馬	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
彌	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
大谷	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
岡嶋	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
十郎	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
生田勘太郎	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
櫻井弘毅	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
奥村英太	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
中山則彬	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
糸永速水	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	宇野一忠	人名
1,500	總株数	1,500	總株数	1,500	總株数	1,500	人名
株	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人名
人名	人名	人名	人名	人名	人名	人名	人名
84	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人名
名	持株	持株	持株	持株	持株	持株	人名

注  
(九州移民株式会社第11回決算報告書)による。  
(人名に\*印を付してあるものは国権党関係者。)

次に、移民会社と国権党の経済面における関連について検討してみる。

## 二 国権党系の金融機関と移民会社

九州移民合名及び株式会社は移民保管金などの預金のために、熊本における第百五十一国立銀行、飽田銀行、肥後銀行、開運合資会社などの金融機関と取引を行っていたが、これらの金融機関の役員は国権党関係者であり、また移民会社の役員を兼務していた者もあったのである。

特に、明治二六年（一八九三）一二月二十五日に設立した開運合資会社と両移民会社の関係は深く、九州移民合名及び株式会社の社長・取締役であった佐々干城、古閑信喜、高橋長秋などは、この開運合資会社のそれぞれ社長、取締役、大株主でもあったのである。

開運合資会社は元海運会社と称し、旧熊本藩士の公債を資本として、熊本百貫石と大阪との間の海運業を行なった観光社が經營にいきづまつた後を受け、その事業を引継いで発足した会社を母体としたものである。海運会社は明治一六年（一八八三）六月五日、「海運会社規則」二八ヶ条を定め、名称を「海運会社」とし、營業目的を「旅客ノ航海貨物ノ運輸」と定めた。<sup>(27)</sup>以後、明治一七年（一八八四）五月一日に開業した大阪商船会社の請負会社として揚荷業を行うと共に、明治一七年七月からは預金及び貸付を取扱う金融業も行っていたのである。明治二六年七月一日より商法が実施されたのに伴い、海運会社も従来の

組織を変更し、  
明治二六年一  
月二十五日よ  
り社名を「開  
運合資会社」  
と改称した。

當業目的は貸

金、資本金一  
万円、社員一

七名の会社で  
あつた。また、

従来併業して  
きた海運業は

分離されて別  
組織の「海運

合資会社」が  
扱うこととな  
つた。<sup>(28)</sup>開運合

資会社の役員  
は社長佐々干

城、専務取締

役古閑信喜、  
役

（表四）九州移民合名会社・九州移民株式会社営業表

期 間	（九州移民合名会社）明治30年1～6月	（九州移民株式会社）明治35年1～6月	明治35年7～12月	明治38年1～6月
保 管 金	円 5,588.982	円 716.239	円 679.717	円 96.583
利 益 金	321.811	2,216.212	2,041.324	519.116
株 主 配 当 金	—	900.000	1,050.000	0
預 金	飽 田 行 5,802.613 (開運合資会社)	500.000	3,500.000	0
高 金	百 一 五 銀 行 十 行	459.980	459.980	0
高 金	肥 銀 后 行 1,740.189	2,471.484	10,832.513	778.892

（「九州移民合名会社決算報告書」「九州移民株式会社第11回、12回、17回決算報告書」により作成）

取締役下田一巳・高橋専太・須崎休十郎などである。この開運合資会社と九州移民合名会社の設立はほとんど同時（九州移民合名会社の会社登記は明治二六年一二月二七日）であり、また営業所も熊本市塩屋町裏一番町五五番地と、同じ場所であった。（九州移民株式会社も明治三年三月に移転するまでは開業から開運合資会社の階上を借用していた）。このように開運合資会社と九州移民合名会社はその設立から関係を有していたのである。

九州移民合名会社は前にも述べたように、南洋、濠州方面へ契約移民を送出していたが、この契約移民の場合は契約期間中、所得月額の二分の一を本国の移民会社に送り、その半分を家族に渡し、残り半分は移民の契約満期帰国まで移民会社で保管しておくという契約が結ばれていた。（明治三三年のニーカレドニアへの移民契約においては所得月額の四分の三を移民会社へ送り、その三分の二を保管金とし、三分の一を家族へ渡すというものであった）。この移民保管金などを九州移民合名会社は開運合資会社へ預金していたのである。明治三〇年（一八九七）一月から同年六月迄の半期間の「九州移民合名会社決算報告書」によれば、九州移民合名会社の移民保管金は、五、五八八円九八銭二厘となつておらず、開運合資会社への預金額は利息分二二三円一一銭九厘を含んで、五、八〇二円六一銭三厘であり、移民保管金のほとんど全部を開運合資会社へ預金していたのである。このように、九州移民合名会社は、開運合資会社に預金することにより同会社の資金融通に便宜を与えていたと考えられるのであるが、いっぽうでは九

州移民合名及び株式の両移民会社も開運合資会社から貸付を受けており、相互に資金融通をはかつていただと考えられる。<sup>(31)</sup>

次に、開運合資会社の「勘定元帳」などで、その貸付先を調べてみると、佐々友房、古閑信喜、佐々干城、高橋長秋などの紫浜学会・国民党関係者への貸付を随所にみることができる。また、その貸付額も他と比べて多額である。彼らは個人名で借用しているが、その使用目的は佐々友房の場合、借用金額明細書によれば、当時、中国で活動していた宗方小太郎などへの送金や、アンチモニー鉱山事業への資金のための借金であり、他の個人の場合も、各事業・会社への出資のための借用であったと考えられる。<sup>(32)</sup>開運合資会社は、このように紫浜学会・国民党に経済援助を与えたのである。また、開運合資会社に資金融通の役割を果した九州移民合名会社は、結果的には紫浜学会・国民党の資金調達機関の役割をも果したのであった。

開運合資会社、九州移民合名会社が設立された明治二六年頃の熊本国権党の財政状況は、前年、明治二五年二月に行なわれた第二回総選挙に費やされた運動資金の返済に追われ、非常に苦しい財政状態であった。明治二六年の負債額は元金が五、八〇〇円であり、その利子が年間七四九円一〇銭というものであった。<sup>(33)</sup>これが明治二八年頃になると元金で一〇、六一〇円となり、明治二六年頃の倍近い負債額を負うことになつた。結局、これらの負債は以前、国権党が福岡玄洋社への貸金の抵当として権利をもつていた山野炭坑を、明治二九年頃三井へ売却することにより整理がつくことになる。ところで、この負債元金

のうち、四、六〇〇円は第百五十一国立銀行、一、一一〇〇円は旧藩主細川家、四五〇円は開運合資会社の融資であった。<sup>(37)</sup>

### 熊本国権党への資金融資の中心となつた第百五十一国立銀行（明治一二年開業、明治三一年株式会社百五十一銀行と改称）

は、第九国立銀行（明治一〇年開業、明治三〇年株式会社第九銀行）、第百三十五国立銀行（明治一二年開業、明治二九年九州商業銀行）と共に熊本における大手の銀行であり、開運合資会社及び、その前身海運会社は、この銀行の援助を受けたのである。<sup>(38)</sup>また、銀行頭取沢村大八は紫浪学会・国権党の幹部であった。次に、一、二〇〇円の融資をした細川家についてみると、同家は、明治初年より、自家の経済機関で金融業を行つてゐたが、明治二六年には福島第六国立銀行を買収し、その支店を熊本に置き銀行業を行つており、さらに、明治三〇年には名称を変更して株式会社肥後銀行となり、明治三二年（一八九九）には、先に分離させた熊本銀行を合併し、明治四〇年本店を東京から熊本に移転させ、大正期まで熊本の中心的銀行であった。<sup>(39)</sup>この細川家の経済面に九州移民合名会社の役員であり、紫浪学会・国権党の中心人物であった、高橋長秋が関係しており、明治三二年には肥後銀行頭取に就任した。熊本国権党に融資したこれらの金融機関はまた同時に九州移民合名・株式の両移民会社が取引していた金融機関でもあつたのである。（表四参照）その外、九州移民株式会社が取引していたもう一つの金融機関「<sup>(あきた)</sup>飽田銀行」についても触れておく。飽田銀行は明治二七年（一八九四）一二月に、熊本県飽田郡春日村に設立された地場銀行で

あり、米穀資金貸出を主な営業としていた。この銀行の頭取には鎮西移民株式会社の発起人でもあり、九州移民株式会社の取締役でもあつた内柴敬持が就任したのである。<sup>(40)</sup>

以上述べてきたように九州移民合名・株式の両移民会社は熊本国権党と関係の深かつた金融機関、すなわち、開運合資会社、第百五十一銀行、肥後銀行、飽田銀行などと取引をもち、移民保管金などを預金しており、特に、開運合資会社の佐々干城、古閑信喜、肥後銀行の高橋長秋、飽田銀行の内柴敬持などは九州移民合名会社、九州移民株式会社の役員でもあつたのである。

このようく九州移民合名・株式の両移民会社は国権党系の金融機関と密接な関係をもち、移民取扱が順調な間はこれら金融機関への資金融通の役割を果たしたのであつた。

ところで、明治三三年（一九〇〇）末、熊本の中心銀行の一つである第九銀行が突然支払停止を行つたことにより、県内各銀行に影響が波及し、取付騒ぎがおこつた。この結果、熊本貯蓄銀行・福永銀行・百五十一銀行がこの年に、翌三四四年には九州商業銀行・九州貯蓄銀行が支払いを停止した。この影響は県内だけにとどまらず、明治三四四年末には全国的金融恐慌に発展したのである。<sup>(41)</sup>この金融恐慌により、国権党系の中心金融機関であった百五十一銀行は明治三五年一月三一日解散することとなる。この百五十一銀行の解散の影響はその庇護を受けていた、開運合資会社にも及び、開運合資会社は明治三八年（一九〇五）一二月七日、廃業することとなる。<sup>(42)</sup>九州移民株式会社の預金銀

行はこれ以後、高橋長秋の肥後銀行だけとなつた。

### 三 国権党の植民政策と時代背景

いっぽう、九州移民株式会社はこの危機を明治三四年一〇月から明治三年九月迄、移民取扱権利を広島海外渡航株式会社に譲渡するこ<sup>33</sup>とによって乗り切り、明治三四年八月からハワイ自由移民の取扱が解禁されたことも幸いし、明治三五年一〇月からハワイ移民取扱業務を再開したのである。しかし、九州移民合名会社設立当初の濠州への出稼を目的とする契約移民の場合は、移民保管金という資金融通の利点があつたが、九州移民株式会社が扱つた、カナダ・ハワイ移民の場合は、その周旋料収入だけであり、濠州移民の帰国に伴い、保管金も次第に減じていった。また、移民送出国における移民制限も次第に厳しくなり、日露戦争の影響により海外渡航希望者も減少したことなどの要因も加つたことにより、九州移民株式会社は、明治四一年（一九〇八）四月二三日に廃業した。<sup>43</sup>

以上、本節では、九州移民合名・株式の両移民会社と国権党の経済

面における関連について検討してきたが、ここで理解し得たことは、第一に、国権党系の金融機関に關係していた人物が両移民会社の役員として移民会社の經營を行つていたこと。第二に、移民会社が移民から預つてゐる保管金などが国権党系の金融機関に流れ、紫渕学会・国権党の人々への融通資金として利用されたことなどである。このように、両移民会社は合名会社・株式会社という近代的企業として成立しながら、その役員構成、資本構成などに紫渕学会・国権党という私的、思想的影響を色濃く反映していたのである。

明治二三年（一八九〇）前後の時期は、我国の国家体制の基礎もよ

れにも関係を有したのは国権党の領袖の一人である津田静一であつた。津田は、嘉永五年（一八五二）四月、熊本藩士で後、鹿児島県権大参事や左院中議生となつた津田山三郎信弘の嫡男として、熊本に生れた。

彼は、明治二年（一八六九）、藩費をもつて、米國に留学し、最初、陸軍士官学校への入学を希望したが、結局、その希望は果たせず、モソソン中学、エール大学で法律、政治学を修めて、明治六年（一八七三）帰国した。その後、竹添進一郎と中国旅行を行い、明治一八年から二〇年迄は英國、明治二六年九月から翌二七年一月迄はフランスへ行き、海外認識を深めた。<sup>44</sup> いっぽう、明治一四年（一八八一）の紫渕会結成以来、佐々友房と共に会の発展に尽し、紫渕会・国権党における、最大の理論的指導者であった。

国権党の植民政策は、この津田静一の考えによるところが大きい。そこで、本節においては、主として、津田の植民事業に関する思想・行動を検討することにより、九州移民合名・株式両会社の思想的背景である、紫渕学会・国権党の植民事業に対する思想・行動を明らかにしようとするものであるが、その検討に入る前に、九州移民合名会社が設立された頃の、日本における、「植民」に関する時代背景を概観してみることにする。

うやく整い、国内における人口過剰、条約改正問題などから、日本人の視野も海外に向い始めた時期であった。この時期、民間において、植民論を唱える者が数多く出た。その一人に、明治一九年（一八八六）二月、海軍の練習艦筑波に便乗を許され、南洋諸島、オーストラリアを巡航観察した志賀重昂<sup>(45)</sup>がいた。彼は、この航海の見聞録を明治二〇年にまとめ、『南洋時事』として出版した。彼は、この本において当時の南洋における列強諸国の角逐を紹介し、日本人の南洋進出を説いたのである。この外、この時期に植民論を主張した人物には、明治一八年（一八八五）に南洋植民事業を目的とする、「南洋公会」の設立を提唱した横尾東作、明治一九年一月、当時のフィリッピンの状況について書かれた、「楚々夢物語」を刊行した杉浦重剛、明治二一年（一八八八）に、『新日本の國南の夢』<sup>(46)</sup>を書き、日本人のフィリッピン経略を説いた菅沼貞風、明治二三年三月、『東京經濟雑誌』<sup>(47)</sup>に、「南洋経略論」を発表し、南洋植民を説いた田口卯吉、明治二五年（一八九二）、『南洋探検実記』<sup>(48)</sup>を刊行し、南洋諸島を紹介した鈴木經勲などがいた。<sup>(49)</sup>彼らの唱える植民論は、主として南洋を対象としており、これらの論は、一般に「南進論」<sup>(50)</sup>と呼ばれるものである。

このように、この時期、多くの南進論者が輩出した背景には、すでに、世界各島を分割した欧米列強が残る南太平洋諸島分割をめぐって、激しく競争していた事実があった。特に、ドイツの南太平洋における勢力拡張はめざましく、明治一九年にはマーシャル全群島を保護領としたのであった。また、国内における時代の流れとして、この時期は、

「内国植民論より海外植民論」<sup>(51)</sup>への転換でもあったのである。この時期の代表的植民論者、田口卯吉についてみれば、明治一四年（一八八一）九月、『東京經濟雑誌』第七七号に、「北海道開拓論」を発表し、北守思想を明確にして「内国植民論」を主張したが、先に述べたように明治二三年には「南洋経略論」を書き、「海外植民論」、「南進論」へと転換したのである。<sup>(52)</sup>熊本国権党、津田の植民論も後で述べるよう

にこの南進論であった。

さて、民間ではこの時期、以上述べたような南進論者が輩出するが、いっぽう政府関係者による植民問題と関係をもつ団体も、この頃設立され、植民事業の推進、研究を行なった。明治二十四年（一八九一）五月、副島種臣を中心として、「東洋諸邦及び南洋諸島に関する講究」を事業目的とする「東邦協会」が設立され、月刊機関紙『東邦協会報告』（明治二七年八月から『東邦協会会報』と改題）を発行した。<sup>(53)</sup>明治二六年（一八九三）三月には榎本武揚を中心、「殖民協会」が設立された。この殖民協会は「植民事業を奨励勧誘する」ことを目的とし、「海外探險の実況を報告し及び植民事業の実際を研究せんが為め」に『殖民協会報告』（明治三二年八月から『殖民時報』と改題）を発行して、「移住者の為め便利を与へ又は演説講談に由て此事業に関する知識を伝播する」という団体であり、南洋、中南米、特に、メキシコへの植民事業をはかるために尽力した。<sup>(54)</sup>この外、この時期に設立していった植民関連団体としては、明治一二年（一八七九）に北白川宮能久を社長として設立された、「東京地学協会」があつた。機関紙は『東京

地学協会報告』である。殖民協会は事務所をこの協会内に置いた。

明治二十四年、第一次松方内閣の外相に榎本武揚が就任した。彼は同年八月一六日外務省に「海外出稼及移住民ニ関スル一切ノ事項」を取扱わせる移民課を設置した<sup>(55)</sup>。このように政府においても直接移民事業に関与し始めたのであるが、この時期、議会においても植民事業関連法案が提出されはじめる。明治二十五年の第三帝国議会において、五月二六日、加藤平四郎外一名より、「殖民探検費に関する建議案」が提出され、メキシコ・カナダ・南洋諸島を対象とした調査費を求めたが、この議会においては否決された。<sup>(56)</sup>（明治二六年一月一〇日の第四帝国議会において、移民地探検費は外務省臨時費として、一万円が可決された。）同年の第四帝国議会において、一二月一六日、西山志澄外八名より、「航路拡張建議案」が提出された。<sup>(57)</sup>（この建議案は、明治二八年二月七日、第八回帝国議会において成立した。）さらに、明治二八年（一八九五）の第八帝国議会においては三月二三日、山下千代雄外三名より、無条約国への移住植民を認め、便宜を与えるための「海外移住殖民ニ関スル建議案」が提出され可決となつた。<sup>(58)</sup>これら植民事業関連法案の提出者は、いずれも殖民協会の会員であった。以上、主に、九州移民合名会社が設立された頃の、植民に関する、我が國の時代背景を概観してきたが、この時期は多くの南進論者を輩出し、南洋植民事業を推進する植民事業団体が結成され、政府においても、それらの対応について検討を迫られた時期であったのである。

ところで、國權党はこのような植民熱勃興の時期に、これらの動向

と具体的にどのような関りをみせたのであろうか。まず、國權党が海外における事業と関係をもつたのは、明治二二年一〇月に設立した「日秘鉱業株式会社」である。この会社はペルーの銀山経営を計画し、社長藤村紫朗、常務取締役兼支配人高橋是清、監督曾我祐準、監査役高島義恭、理事高橋長秋などが役員となり、國權党的津田静一、古莊嘉門、佐々友房、紫藤寛治らも、この計画に参画した。高橋是清は坑夫を率いてペルーに渡つたが、結局詐欺にあつたことが判明し、この事業計画は失敗に終つた。<sup>(61)</sup>

次いで、先に述べた「殖民協会」とは、設立から関係を有していた。明治二六年二月五日、三月一一日の協会発会式に先立ち相談会がもたらされ、仮規則と成立委員が決められた。その成立委員二〇名中、國權党関係者としては津田静一、古莊嘉門の二名が選出され、発会式における評議員の選定では津田、古莊に加えて佐々友房が選定された。そのほか、設立当初の殖民協会会員における國權党関係者は井手三郎、緒方二三、國友重章、藤村紫朗、安達謙蔵、紫藤寛治など六名である。この殖民協会には吉佐移民合名会社吉川泰次郎、佐久間貞一も会員として名を連ねており、明治二六年度中に八〇円の寄附を行つている。國權党関係者も同年度中に創立寄附も含めて津田静一は一八円、古莊嘉門一二円、佐々友房一〇円を寄附しているのである。<sup>(62)</sup>「東邦協会」には明治二六年七月から佐々友房が会員となつている。このように國權党は移民会社経営とは別に、比較的早い時期から海外事業に興味をもち、また、「殖民協会」、「東邦協会」という植民事業団体と関係を

もつてゐたのである。さて、以上述べてきたように日秘鉱業株式会社、殖民協会、東邦協会と関係をもち、また、九州移民合名・株式の両移民会社を設立させた國權党的植民論とはどのようなものであつたのであらうか。

明治二〇年（一八八七）一〇月、英國より帰国した津田靜一は、明治二一年一月の紫渕新報（紫渕学会の機關紙、明治二一年一〇月からは九州日々新聞と改称）において、「『殖民政略』と題する演説原稿を掲載した。<sup>〔64〕</sup>

『殖民政略』において、まず津田は「方今歐州中にて、最も興業の隆盛にして、貿易の広大なるは、英國の右に出づるものなき」と、彼が最近まで滯在していた英國の隆盛を例に挙げ、その発展の原因は「植民事業の一項に在りと曰はざるを得ざるなり」と断言している。その理由として、「植民の一事行はるゝ時は、通商貿易の道は自然と開くるものにて、殖産興業も從て起り、又之を保護する為には、海軍も拡張せざるを得ずして、万般の事業之に伴うて勃興するものなり」と述べている。このように津田は植民事業を殖産興業・富國強兵の手段として考へており、植民、通商貿易、海軍拡張の問題が互いに関連をもつ有機的なものとして把握されていた。英國發展の理由を植民事業とみなした津田は、日本が歐米列強に対処するためには「唯植民事業を盛大にして漸次我が版図を広める一策あるのみ」と述べる。そして、植民事業の有望地として「フィリッピン群島より、印度諸島及び南洋に散布する諸島」をあげたのである。しかし、當時、津田があ

げた島々はすでに歐米列強によつて分割が進んでおり、当時の日本の國力では歐米列強分割に割り込む国家的援助は期待できない状況であった。津田もこれらの状況は認識しており、「近來德<sup>〔ドイツ〕</sup>乙<sup>〔スマルク〕</sup>が為す所の如く、無闇に軍艦を各地に巡回せしめ、未だ版図の判然せざる島嶼あるに逢へば忽ち德乙國の旗章を掲げ、德乙國の所領と云ふ標札を樹てしむるの所為は、決して策の得たるものにあらず、我國今日の有様にて、万一之に類似したる事をなさば、直ちに歐米の強國と葛藤<sup>〔スミテ〕</sup>を惹起し、非常に困難に陥ること明白なれば、野生は此の如き手段に由つて、植民の事業を起さんことを欲せざるなり」（傍点筆者）と述べ、ドイツの強引な海外拡張政策を批判、認識し、歐米列強との葛藤を避けようとした。そして、歐米列強と葛藤回避のためには「其所領は英たり、仏たるを問はず、利益のある所に棲息して、法律の範囲内にて、業務を営まんと欲するものなり」と、外國領土における平和的移住の方法を説いたのである。また、植民事業の具体的手段として、津田は「政府に依頼せず、我國人民が、自ら奮つて植民会社を創立し」というように、民間人による植民会社の設立を企図していた。そして、この植民会社によつて、「海外の地所を買入れ置き、士族中にて有力の人々、各々數十名の農民を率ゐて、其地に移住し、開墾の事業を起す」という具体的な植民事業の方法を示したのである。

以上が津田の『殖民政略』の中における植民論である。そこで、彼の植民論をまとめてみると、第一に、津田の植民論は南洋への進出を説く南進論であり、第二に、この南進論は殖産興業・富國強兵の方法

論であった。第三に、平和的移住を南進論の前提としており、第四に、移住の手段として、民間における植民会社設立を提唱していた。そして、第五に、その植民事業は、農業を中心とした移住拓殖を意図したものであった。<sup>(65)</sup> 結局、津田はこの南進論により、「日本をして東洋第二の英國たらしめ」<sup>(66)</sup> んことを目論んだのであり、九州移民合名・株式の両移民会社は、このような津田の南進論を背景として設立されたのであった。

以下、津田が植民論により、計画又は具体化させた事業について概観してみる。明治二六年（一八九三）八月一三日、津田は国権党党議の席上において、「余は近日一事業を思ひ立ちたり、其事は既に佐々氏よりも御話せし如く植民事業なり、而して是れ余が先年より企図せしものにして、一朝一夕の事にあらず」と述べ、彼が主張していた南進論を具体化することを明らかにした。そして、植民事業を企てるには「先づ自ら彼地に赴きて之を探検し、而る後他人を誘導せんと欲す」と主張したのであった。九州移民合名会社が設立されたのは津田が植民事業計画を発表した四日後の明治二六年八月一七日であり、多分に、津田の植民事業計画が影響していたと思われる。

津田が目的とした植民事業予定地はタイとマレー半島であり、このようないくつかの具体的な植民事業計画の背景には、明治二十五年にタイに渡つて移住計画を起していた、岩本千綱、石橋禹三郎の働きかけや、実弟熊谷直亮がタイにおいて植民事業調査を行つていたことなどがあつたのである。岩本は土佐の生れで、退役軍人であり、石橋は肥前平戸

の生れで、南米チリ義勇兵に参加したといわれる人物であり、また、熊谷は津田の弟で、タイの日本村旧趾に「日本村ノ旧趾」という標柱を建てた人物であった。彼らは、（熊谷はのちに石橋らと合流）タイにおける日本人移住地開設を計画しており、タイの農商務大臣シリサック侯爵の斡旋で、バンコック付近の土地を借り、「シャム植民協会」を設立し、移民誘致にとりかかった。帰国した石橋が移民募集の協力を求めた相手が、津田静一であった。津田は、明治二六年六月を期して、農業移民を連れて行く予定であったが、旧藩主細川護久の死去に伴い、在仏中であった、世子細川護成の許へ、派遣されることとなり、この計画は津田の帰国まで延期された。<sup>(67)</sup> フランスより帰国の途中、津田は在シンガポール領事斎藤幹と共にジョホール州などの調査を行つており、明治二七年一月帰国後、「殖民協会報告」第一〇号に、その談話を掲載した。<sup>(68)</sup> この談話において、津田は移民の適当な土地として、マレー半島をあげ、その理由として、この土地は日本郵船会社の定期航路に当り、移民の運賃等の割引も付けやすく、現地の状況も日本に好意的である。そして、まず、延期されていたタイ移民事業に取り掛かあげている。そして、まず、延期されていたタイ移民事業に取り掛かるのであるが、資金不足や、日清戦争の勃発などにより、状況が変化し、結局、この計画は流れてしまった。この後、岩本は独自で計画を進め、宮崎寅蔵（滔天）なども岩本に協力し、移民を率いて渡邉したが、この事業も失敗に終つた。<sup>(69)</sup>

日清戦争の勝利によって日本の国情も変化し、台湾の領有により、

現実の植民地経営の問題がでてきた。國權党も明治二七年末から朝鮮

において、新聞事業を開始し<sup>(70)</sup>、台灣に対しても明治二八年（一八九五）

九月一日、台灣事業発起人会を開催し、台灣における植民事業調査を決定した。発起人は津田静一、高橋長秋、佐々干城、古閑信喜、村上一郎、佐藤敬太、宮田武平太、沢村大八他六名と、その半数以上は移民会社関係者であった。この会によつて、台灣植民事業の調査主任に津田静一が決定された。そして、同年九月七日、津田が從来主張してきた移住による拓殖を目的とする、台灣拓殖合資会社が設立され、津田は同年九月二二日に熊本を出發し、台灣へ向つた。同年一二月四日、

台南北門外長興里方面に約三百甲の官有地收租請負願が許可され、移

住民五〇名程を引率して、同地の開墾を開始したのである<sup>(71)</sup>。ここに、津田が明治二一年『殖民政略』において主張した、「海外の地所を買入れ置き、士族中にて有力な人々、各々數十名の農民を率ゐて、其地に移住し、開墾の事業を起す」という彼の植民事業に対する具体的な実現をみるのである。しかし、この実現は日清戦争による台灣の領有という、日本の版図となつた國家保護下の植民地においてであり、『殖民政略』を主張した時期とは状況が異つていたのである。結局、日清戦争前において輩出した南進論は、津田や岩本千綱らのタイ移民事業計画があつたにせよ、多分に現実性に欠けた空想的要素をもつていたのである。そして、日清戦争後、国内における企業熱の高揚に伴い、過剰人口問題もある程度緩和され、国外においては朝鮮、滿州をめぐつて対露問題が顕在化し始め、國民の眼も南洋から大陸へと移り、

空想的南進論は次第に、その根拠を失つていったのである。

津田らが設立した「台灣拓殖合資会社」も、津田が明治三二年に旧藩主細川家の家令に就任し、東京へ移つたことなどにより、明治四二年解散し、そのあと、高砂製糖会社が買収した<sup>(72)</sup>。このような社会的変化や津田の状況変化等を背景として、九州移民株式会社も從来、九州移民合名会社が行つていた、ニューカレドニア、クィンスランドへの移民送出業務から主に、カナダ、ハワイへの移民送出へと転換したと考えられるのである。

### おわりに

以上、本稿においては九州移民合名・株式の両移民会社と熊本国権党との関連性の考察を目的として、移民会社の実態と、その思想的背景である國權党の植民政策について検討し、管見を述べてきた。これらのことから理解できたことは移民会社が単に営利を目的としただけの企業ではなく、多分に國權党の植民政策と結びついた企業として設立され、熊本国権党が主張する「國権拡張」を目的とする富国強兵の手段としての役割を担い、一面においては國權党の經濟的援助の役割を果すという、國權党と有機的な関りをもつた会社であったということがである。そして、日清戦争後、日本をめぐる国内外の社会状況の変化に伴い、移民会社も從来の南洋への移民から、北米、ハワイへと、その送出先を転換したのであつた。

ところで、本稿では移民会社設立背景の一つである國權党の植民論

II 南進論について述べたが、「國權拡張」を目的とする國權黨の对外意識、对外政策を研究することは日本の对外膨張政策史研究のうえからも重要な課題であり、まだ検討の余地がある問題であると思われる。

従来、筆者は熊本国權黨の母体である紫浪会や紫浪学会のアジア観について折に触れ述べてきた。<sup>(73)</sup> 明治一四年から明治一九年にかけて紫浪会、紫浪学会のアジア観は「日清提携・日清同盟論」を基調としたものであり、本稿で述べた「南進論」は時代的にはそれに統くものである。しかし、これを國權黨の对外觀として平面的に結びつけることは危険である。そこで、国内問題に対する國權黨の対応や国際環境の変化のうえから両者の比重を有機的にとらえて検討し、さらに、日清戦争後、北清事変から日露戦争へ向う間の国内、国際状況の変化を背景とした國權黨の对外觀を検討することにより、それらの位置づけを試みることを筆者の課題として、結びにかえるものとする。

### 注

- (1) 熊本国權黨は明治二二年一月一〇日に結成された。國權黨は明治一四年九月一日に組織された紫浪会を母体とする。この紫浪会は明治一七年三月、従来の政党としての性格を変え、道義団体としての紫浪学会として生れ変わる。この紫浪学会の世務部の機關として熊本国權黨が結成されたのである。國權黨の綱領と紫浪学会の組織図は左の通りである。
- 一、吾党は国性を発達し國權の拡張を計る。
- 一、吾党は勤儉を旨とし実業を奨め民力の休養地方の自治を務む。
- 一、事改進すべきものあり又保守すべきものあり吾党は正理のある処に従て運動す。



(2) 外務省編『日本外交文書』第二七卷。

(3) 移民会社に関する研究は、その基本的なものとして入江寅次著『邦人海外發展史』(上下巻、昭和一七年)があり、石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」(『琉球大學法文學部紀要』社会編第一四号、昭和四五年)は移民会社に関して比較的まとまった論文である。また、移民会社の背景について触れたものとしては鶴谷寿『アメリカ西部開拓と日本人』(NHKブックス、昭和五二年)がある。その他移民会社については東郷実『日本殖民論』(文武堂、明治三九年)がある。

(4) この頃の移民会社をあげると、「吉佐移民合名会社」(東京)、「神戸渡航合資会社」(神戸)、「海外渡航株式会社」(広島)、「森岡真」(東京)、などがその主なものである。また、熊本における移民会社は「九州移民株式会社」のほか、明治二九年に営業許可を受けた小山雄太郎を中心として明治三年に設立された「熊本移民合資会社」、明治二九年に田尻端ほか七名で設立した「熊本移住(移民)株式会社」(明治三〇年に社名変更「東洋移民株式会社」となる)、明治三四四年移民取扱人となり営業を行なった「村山保寿」(この会社は村山小次郎が継ぎ「村山移民商会」となる)などがあった。

(5) 入江寅次『邦人海外發展史』(井田書店、昭和一七年)

- (6) 外交文書『日本吉佐移民合名会社業務関係雑件』(外務省外交史料館所蔵)
- (7) 外交文書『九州移民株式会社業務関係雑件』(外務省外交史料館所蔵)
- (8) 能田益貴『模溪津田先生伝纂』(昭和八年)
- (9) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (10) 『九州日日新聞』明治二六年四月一八日「濱州出稼人募集」、明治二九年八月一六日「移民の好結果」
- (11) 前掲『邦人海外發展史』、「ニユーカレドニア移民応募心得」(佐々家文書)九州文化史研究施設所蔵、明治三三年によれば本国送金額は給料の四分の三となっている。
- (12) 外交文書『移民保護法制定並改正一件』「移民保護規則制定ニ付閣議提出案」
- (13) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (14) 同前
- (15) 『九州日日新聞』明治二九年六月一六日、「移民事業の注意」
- (16)(17) 外交文書『鎮西移民株式会社業務関係雑件』
- (18) 『九州日日新聞』明治三〇年一月一二日
- (19) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (20) 外交文書『九州移民株式会社移民渡航認可ニ関スル雑件』
- (21) 外務省編『日本外交文書』第三三卷、青木外務大臣より警視庁及各地方府宛「北米合衆国及加奈陀移民渡航全禁方訓令ノ件」
- (22) 前掲『九州移民株式会社移民渡航認可ニ関スル雑件』
- (23) 『佐々家文書』「九州移民株式会社第十一回決算報告書」・「十二回決算報告書」・「十七回決算報告書」(九州大学九州文化史研究施設所蔵)
- (24) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』、明治三六年一月政府は移民
- (25) 前掲『佐々家文書』「九州移民株式会社第十一、第十二、第十三、決算報告書」
- (26) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』
- (27)(28) 『佐々家文書』「海運会社規則」、「開運合資会社規則」、この海運会社、開運会社については中元(楠本)美智子「佐々家文書について」(九州大学文化史研究所紀要)第一四号、昭和四四年に詳しい。
- (29) 前掲、『佐々家文書』「ニユーカレドニア移民応募心得」
- (30) 『佐々家文書』「九州移民合名会社決算報告書」報告人は遠山喜蔵となつてゐる。
- (31)(32) 『佐々家文書』「勘定元帳」この勘定元帳は明治二三、二四年の分を除き明治一九年から三五年まで残つてゐる。
- (33) 『佐々家文書』「開運合資会社と佐々友房関係ある書類」
- (34) 当時國權党関係者の関係した県内企業としては「東肥製紙株式会社」、「熊本織物力食株式会社」、「八代煉瓦合資会社」、「台灣拓殖株式(合資)会社」、「日清東肥貿易会社」などがあり、そのほか、炭山、アンチモニ事業を手懸けた。
- (35)(36)(37) 『佐々友房関係文書』(國權党関係)、「鎮西館經濟書類」、(國立国会図書館憲政資料室蔵)
- (38)(39)(40)(41) 『熊本県史』近代編第一、第二卷、昭和三七年
- (42) 前掲『佐々家文書』、「開運合資会社廃業届」
- (43) 前掲『九州移民株式会社業務関係雑件』「内藤正義よりの廃業届」
- (44) 前掲『模溪津田先生伝纂』
- (45) 志賀重昂『南洋時事』丸善、明治二〇年三月

取扱人によるフィリッピン自由移民の渡航を許したがその移民送出時期は、ベンダット工事が行なわれた三六、三七年が中心であった。

- (46) この本は昭和一五年になつて出版された『大日本商業史』(岩波書店)に収録されている。
- (47) 『東京經濟雑誌』第二卷五二三号、明治二三年三月二二日
- (48) 鈴木経勲『南洋探検実記』博文館、明治二五年、なおこの本は復刻本として昭和五五年平凡社より出版されている。
- (49) これら人物の主張などは入江寅次『明治南進史稿』(井田書店、昭和一八年)に詳しい。
- (50) 矢野暢『南進』の系譜(中公新書)において、「南進論」とは日本と南洋との結びつきを必然化してみせるイデオロギーであるとしている。
- (51) 黒田謙一『日本植民思想史』二三九頁、昭和一七年
- (52) 田口の植民論については森久男「田口卯吉の植民論」(『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、昭和五四年)参照
- (53) 東邦協会については安岡昭男「東邦協会についての基礎的研究」(『法政大学文学部紀要』第二三号、昭和五二年)に詳しい。
- (54) 『殖民協會報告』第一号、雑録、明治二六年四月一五日、なお、この殖民協会についての研究としては古館豊『殖民協會設立に関する一考察』(『史報』昭和五四年)がある。
- (55) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻、(原書房、昭和四四年)、なお、この移民課は明治二六年一一月一〇日通商局に吸収される。
- (56) 『帝国議会衆議院議事速記録』四、第三回議会、明治二五年
- (57) 『帝国議会衆議院議事速記録』五、第四回議会、明治二五年
- (58) 『帝国議会衆議院議事速記録』九、第八回議会下、明治二八年
- (59) 加藤平四郎、西山志澄は殖民協会設立当初からの会員であり、山下千代雄は明治二七年六月からの会員である。
- (60) 『新聞集成明治編年史』第七卷、三三〇頁、昭和九年、日秘鉱業株式会社の設立については千場栄次『高橋長秋伝』(昭和一三年)によれば明治二三年九月とあるが、新聞記事により明治二三年一〇月とした。
- (61) 千場栄次『高橋長秋伝』昭和一三年
- (62) 『殖民協會報告』第一、八、十号
- (63) 『東邦協会報告』第二、六号
- (64) 前掲、能田益貴『桂漢津田先生伝纂』
- (65) 同前、二五二頁
- (66) 同前、「党議席上に於ける談話」三三九頁
- (67) タイ移民事業計画については前掲『明治南進史稿』参照
- (68) 『殖民協會報告』第一〇号、「津田静一君談話要領」明治二七年二月一日
- (69) 前掲『明治南進史稿』参照、なお津田静一のタイ移民計画の進行状況については前掲『佐々友房関係文書』中、「津田静一書簡」によつてある程度知り得る。
- (70) 抽稿「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」(『國士館大学人文学会紀要』第九号、昭和五二年)
- (71)(72) 前掲『林漢津田先生伝纂』「台灣事業の経緯」三五五頁
- (73) 抽稿「清仏戦争と上海東洋学館の設立」、前掲「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」(『國士館大学人文学会紀要』第九・第二二号、昭和五二・五五年)
- (本学助手・国史学)